

県政情報ショート動画制作業務仕様書

1 委託業務の名称

県政情報ショート動画制作業務

2 委託業務の目的

短く分かりやすいコンテンツを好む傾向にある若年層を対象に、県政情報を発信するショート動画を制作し、SNSで発信することにより、若者・子育て世代における山口県の取組に対する認知度向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 主なターゲット

県内大学生及び県内外在住の若者・子育て世代

5 業務内容

○ショート動画の制作

県政情報を伝えるショート動画を週1回程度（7～3月）の頻度で制作する。

なお、配信は、YouTube アカウント「山口県公式チャンネル」や県公式 SNS 等で委託者が実施する。

項目	内容
制 作 数	15～60 秒程度のショート動画を 40 本
制作テーマ	若者及び子育て世代向けの県の取組や告知情報などの広報 <例> ・ 県内の進学や就職に関する情報 ・ 婚活や子育てに関する情報 ・ 県が行うイベントやキャンペーン情報 ・ 県有施設で開催されるイベントやキャンペーン、施設情報 ・ その他、県が若者及び子育て世代に対して発信したい情報
内 容	委託者が指定する制作テーマに合わせて適切な表現方法（実写やイラスト、アニメ等）を用いて若者・子育て世代の関心を高める効果的なショート動画を制作すること。 なお、SNS での配信を前提として動画の仕様は次のとおりとする。 ・ アスペクト比率 9 : 16 ・ 解像度 1,080 × 1,920px
業務の流れ	次の業務を原則 2 週間で実施すること。 なお、制作テーマによっては制作期間を変更する可能性がある。 ①シナリオ等の作成・校正 委託者が提供する制作テーマに関する事業概要等を基に、動画制作の骨子となるシナリオ等を作成して委託者に提出する。 委託者による内容の確認後、必要に応じて修正及び変更を行う。 ②動画の撮影・編集・校正 公開日の 3 営業日前までに①を基に動画の撮影及び編集を行い、試写用映像を提出する。 委託者での確認及び校正の結果を踏まえて修正及び変更を行う。

	③完成版動画の納品 公開日の1営業日前までにインターネット上(SNS、山口県公式ホームページ、YouTube)に掲載可能なデータへ変換した上で完成版動画を納品する。
サムネイル	動画ごとに視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見して分かるようなサムネイル画像を作成し、完成版動画とともに納品すること。

【制作における留意点】

- ・制作テーマは委託者が決定する。
- ・撮影前に、委託者と内容等について事前協議を行うこと。
- ・無人航空機(ドローン)を使用する場合は、飛行許可等の撮影に必要な手続は受託者が行うこと。
- ・被写体となる施設等への許可申請、必要な資材の手配、キャスト等の出演交渉、撮影交渉、権利保有者との交渉、契約締結、その他制作に必要な全ての業務は委託業務に含まれるものとし、費用についても受託者が負担すること。
- ・動画は掲載期間を定めずインターネット上(動画投稿サイト、SNS、山口県公式ホームページなど)での動画再生(ストリーミング)を予定しているため、使用期間や利用範囲が限定されるものは使用しないこと。
- ・動画の内容や起用する人物等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。
- ・動画等の納品先は、山口県広報広聴課広報推進班とする。

6 留意事項

(1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作人格権を行使しないものとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

(2) 権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

(3) 映像出演者の了承

- ・SNSや山口県公式ホームページ、動画投稿サイトへの掲載によりインターネット上で動画再生されることについて、映像出演者(ナレーションを含む)の了承を得ていること。

(4) その他

- ・業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・委託者との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
- ・本業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。